

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例に  
ついて

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例

(岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成十八年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

- 第十二条中第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。
- 8 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。
- 9 認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(子どもの降車の際に限る。)を行わなければならない。

附則第四項中「附則第七項」を「附則第八項」に改める。

附則第七項の表に次のように加える。

附則第七項	第七条第一項の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者	看護師等
-------	-----------------------------------	------

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

7 第七条第一項の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録証を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

8 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。第七条に次の一項を加える。

8 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第四十一条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第四十一条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよ

う、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第四十一条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第五十五条の五中「及び第十条から第十二条まで」を「第十条から第十二条まで及び第四十七条」に改める。

第五十五条の六に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第五十七条に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第六十五条中「第四十八条まで」を「第四十六条まで、第四十八条」に改める。

第七十二条の十一及び第八十条中「第三十九条の二」の下に「、第四十一条の二、第四十一条の三第一項」を加える。

(岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第三十八条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第三十八条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第五十八条中「第四十五条まで」を「第四十三条まで、第四十五条」に改める。

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「除く。」の下に「第十二条及び」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第六条の二 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られ

るよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行く場合の所在の確認)

第六条の三 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第九条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第十二条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第十二条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十三条第二項中「に必要な措置を講ずる」を、「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第四十五条第二項中「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」を「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」に改める。

第七十三条の三第一項中「以下」の下に「この条において」を加える。

第八十条に次の一項を加える。

4 第九条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第八十五条第二項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第八十五条に次の一項を加える。

2 第九条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第七項中「乳児四人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の下に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年岐阜県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表第十二条の項を次のように改める。

第十二条第一項	
及び	利用者に対する支援の提供
並びに	園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）

第十二条第一項の表第二十条第一項の項中「（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同表第四十九条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長」に改め、同条第二項中「同条中」を「同条第一項中」に改め、「社会福祉施設等」と、「」の下に「同条第二項中」

を、「便所」との下に、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合であつて」と、設備については「他の社会福祉施設の設備を兼ねる場合であつて」とを加える。

附則第十二項中「前二項」を「附則第十項から第十二項まで」に、「又は知事」を「、知事」に、「をもつて」を「又は看護師等をもつて」に、「並びに知事」を「、知事」に、「の総数」を「並びに看護師等の総数」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十一項の次に次の二項を加える。

12 第四条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第四条第三項の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

13 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

#### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

#### （自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

2 第一条の規定による改正後の岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例第十二条第九項の規定の適用については、認定こども園において通園を目的とした自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子ども見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

3 第二条の規定による改正後の岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第四十一条の三第二項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二及び第七十二条の四において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者、共生型児童発達支援の事業を行う者、基準該当児童発達支援事業者、指定医療型児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、共生型放課後等デイサービスの事業を行う者及び基準該当放課後等デイサービス事業者（以下「指定児童発達支援事業者等」という。）において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該

自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

4 第四条の規定による改正後の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第六条の三第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第四十一条の二（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第三十八条の二（同条例第五十八条において準用する場合を含む。）及び新設備運営基準条例第六条の二（保育所に係る部分を除く。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

## 提 案 説 明

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、自動車を運行する場合の子どもの所在確認を義務付ける等のため、この条例を定めようとする。